

津波被害による損壊家屋等の基礎等の撤去を受け付けます

平成23年7月

平成23年3月の津波により被害を受けた家屋等の基礎等撤去事業を実施することとなりました。つきましては、撤去のご希望がございましたら「基礎撤去申請兼承諾書」により平成23年8月31日までに申請してください。なお、本状は現在進めておりますがれき撤去作業の実施状況から、本事業の対象と想定される世帯の皆様へお届けしているものです。

亘理町長 齋藤 邦男

1 撤去の対象物

撤去の対象となるものは、**母屋、小屋、作業場等の基礎部分と浄化槽**です。

2 申請にあたって

撤去を希望される方は、「基礎撤去申請兼承諾書」に必要事項を記入し、押印のうえ **役場 企画財政課窓口**へ持参してください。

3 申請期限・その他

申請の期限は、**平成23年8月31日（水曜日）**です。

解体作業は、申請をいただいた方から順次実施していくことを基本としますが、天候や進捗状況、作業スケジュールなどの面からお時間をいただく場合がありますので、予めご了承ください。

ご質問・お問い合わせ窓口

ご不明な点やご質問があれば、お問い合わせください。

亘理町役場 企画財政課 企画班 ☎ 0223-34-0505

時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日は除く）

(おもとて)

「基礎撤去申請兼承諾書」の記入例

(うらら)

申請年月日を記入してください。

原則として「所有者」の方が申請者となります。郵便番号・住所・氏名・電話番号(携帯可)を記入し、押印してください。

該当する方にV点を付けてください。申請者の住所と異なる場合は、所在地を記入してください。

撤去を希望する数を記入してください。他の場合は()内に希望する撤去物も記入してください。

作業開始前の事前連絡と現地での立会いの希望を確実にV点を付けてください。
●連絡を希望する場合は、連絡可能な電話番号を必ず記入してください。

平成23年7月0日

所有者(申請者) 氏名 亘理 太郎 (印)

郵便番号 989-2351

住所 亘理町字1番地1

電話番号 0223-34-1234

津波被害による損壊家屋等の基礎撤去申請兼承諾書

平成23年3月の津波により被害を受けた家屋等の基礎等について、撤去を申請します。
なお、撤去物は以下のとおりであり、取壊し並びに撤去について承諾します。

所在地 申請者の住所と同じ 申請者の住所と異なる(以下に所在地を記入)

所在地: 香城町亘理郡亘理町

基礎	柱	壁	小屋・作業場	その他(車庫)
1棟	1棟	1棟	1棟	1棟
1基	1基	1基	1基	1基

※ プログラック等の基礎や上下水道設備の撤去は行いません。

作業開始・立会 必要 不要

作業開始の連絡先電話番号: 090-1234-5678 不要

現地立会の希望 あり なし

4 承認・同意事項

次の事項について 同意する 同意しない

(1) 当該家屋等の基礎等の撤去に同意して、所有権にかかるとする共有者、抵当権者等全ての同意を得ており、亘理町及び建設業者に対して一切の不服申立て及び争訟の提起をしません。

- (2) 当該撤去物の関係者と紛争があった場合は、申請者の責任において解決します。
- (3) 本表に記載された事項を承諾するため、町が次の書類を閲覧、取得すること。
- ・ 契り関係に関する資料
 - ・ 家屋等の固定資産課税に関する資料
 - ・ 住民基本台帳及び戸籍に関する資料
 - ・ その他、撤去に際し確認等が必要となる資料
- (4) 撤去に際し、連絡が必要となった場合、町が証憑者から直接電話連絡すること。
- (5) 撤去後の跡地を町が任意の用途で利用を町に求めないこと。

所有者(申請者) 氏名 亘理 太郎 (印)

5 代理人申請

代理人による申請を行う場合は、次の事項を記入してください。

代理人 氏名	亘理 花子
住所	亘理町字1番地1

上記の者を代理人と認め、当該申請に係る一切の権限を委任します。

所有者(申請者) 氏名 亘理 太郎 (印)

確認・同意に関する事項となり、該当する方にV点を付けてください。また、同意した証として記名・押印してください。

申請者以外の方が申請書を提出する場合は、代理人として申請者の氏名・住所を記入して申請者の氏名を記入し、押印してください。

申請の期限は、平成23年8月31日(水曜日)までです。